

議事日程 平成23年12月9日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第57号～議案第65号)

午前9時30分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成23年第4回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番碓勝征君及び5番林眞敏君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月16日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成23年第4回上峰町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多忙の中、御出席賜りまして心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、各課順に行政報告をさせていただきます。

まず、総務課でございます。

総務課。

総務課関係では、自治功労表彰式を11月3日に挙行いたしました。今年度は、功労表彰4名、感謝状贈呈1名、善行表彰5名の方々が受賞されました。町議会議員の皆様にも御臨席賜り、厚く御礼申し上げます。

交通安全関係では、11月17日に交通指導員と交通安全協会役員合同で、町内の危険箇所点検を実施しました。また、11月24日には交通安全協会主催で運転免許保持者講習会が開催され、多数の参加者がありました。

消防関係では、11月13日に大字江迎地区におきまして、防災訓練を実施しました。今年度初めて要援護者の避難誘導訓練を取り入れましたが、今後とも実施していきたいと考えます。訓練に御協力くださいました西消防署を初め、地元大字江迎地区住民の皆様、また、みやき町消防団、民生児童委員や防災士の皆様にも多数御参加いただきまして、大変充実した訓練となりました。

御多用のところ、訓練状況を見学くださいました町議会議員、消防委員、区長様方、まことにありがとうございました。

11月14日には、4年ぶりに子ども議会が開かれましたが、中学生議員の皆さんの熱意がひしひしと伝わってまいりました。町執行部も誠意を持って真摯に答弁したところでございます。御質問の中で出ておりました要望事項に対しては、必ずしも満足のいく回答とならなかったものもありますが、中学生の皆さんの気持ちを知るのに有意義な機会でございます。また、皆さんの要望を実現できるよう努力していきたいと思っております。

改めまして、御提案くださいました大川議長様を初め、議員の皆様方、中学校の先生方、議員として登壇いただきました生徒の皆様にも深く感謝申し上げます。

企画課。

1. 企画係。まず、出前町長室でございます。9月26日から11月2日までの夜間に、町内各地区20カ所で町民の皆様と直接に意見交換を行う場として、出前町長室を新たに開催しました。出前町長室開催に向けて、区長さんと時間調整及び当日の会場設営、庶務は企画係が行いました。

次に、平成21年度より要望活動を行ってまいりました目達原飛行場を特定防衛施設にとの件に関しまして、9月27日に目達原駐屯地司令に、10月4日に九州防衛局長に対し、上峰町の

要望活動への支援を要請いたしました。同月20日午前に周辺整備調整交付金が交付されるとの内示を九州防衛局長より東京で受けましたので、同日午後には防衛省地方協力局長をお訪ねし、御礼を申し上げます。なお、10月19日からの東京における要望活動には、町議会議員の全員の皆様に御同行いただき、大変御苦勞さまでございました。改めて御礼を申し上げます。おかげさまをもちまして要望等がかないましたので、交付額決定までの経過を御説明申し上げます。

防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律施行令が改正され、目達原飛行場が特定防衛施設に、上峰町が特定防衛施設関連市町村に、平成23年10月21日の告示で防衛大臣より指定されました。これにより、平成23年11月8日付の九州防衛局長からの通知で、平成23年度特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額を34,471千円とするとの通知が参っております。

次に、まちづくりプランの関係では、10月25日に教育長と役場全課長による幹事会を開催し、基本構想原案に対する検討会を行いました。また、11月16日からは基本計画原案の各課チェックを行わせております。

2. 財政係。まず、入札の関係でございます。9月に森林基幹道九千部山横断線の実施設計業務、10月に町道改修及び舗装工事の現場説明会と入札会を実施しました。

次に、予算の関係では、12月補正予算の要求期限を10月28日に設定し、11月2日、11日、14日の査定を経て予算案を決定しました。また、平成24年度予算編成要領を定めまして、平成24年度当初予算の要求期限を12月2日に設定しました。

次に、公用車管理の関係では、企画課長を12月10日の安全運転管理者法定講習会に受講させ、職員の安全運転の意識高揚に努めさせております。

終わりに、庁舎管理の関係では、きめ細かな交付金事業で10月に電話機交換作業を実施し、12月1日からの直通電話の体制が整いました。11月、区長例会で区長の皆様へ新たな電話番号に関する説明を行いました。町民の皆様には広報かみみねに直通電話番号表のチラシを折り込み周知いたしました。また、町民の皆様が楽しみにされているアンネのバラの越冬準備として、施肥と稲わら敷きを11月16日に総務課、企画課職員で実施しました。

住民課。

1. 窓口係。10月末現在の人口は9,513人、昨年と同時期と比較しますと144人の増、世帯数では3,235世帯で69世帯の増となっております。

現在、住民基本台帳法の一部を改正する法律等（平成24年7月施行予定）に向けた、外国人住民の住民票作成、住基カードの継続使用、戸籍の附票記載事項通知のオンライン化等に対処するため、11月1日付で本町の基幹系システムを運営する行政システム九州株式会社とシステム改修の契約を締結し、遺漏なきよう改修作業を進めているところです。

今後も個人情報の漏えい防止に最善の努力を尽くしながら、なお一層の住民サービス向上に心がけてまいります。

2. 子育て支援係。子ども手当につきましては、10月7日金曜日に10月定期払い（6月から9月分）として、740名の受給者へ支払いを行いました。また、10月の法改正により、10月から平成24年3月分までの支給額は、ゼロ歳から3歳までは1人月額15千円、3歳以上小学校修了前の第1、2子は1人月額10千円、第3子以降は1人月額15千円、中学生は1人月額10千円となりました。今後も申請漏れがないよう、事務処理に努めてまいります。

保育事業については、10月末日現在、ひかり保育園77名、ひよ子保育園かみみね119名、広域保育38名、計234名の保育に欠ける児童の保育の実施を行っております。

なお、新年度の入所申し込みの受け付けを11月から始めております。

3. 環境係。9月8日から10月17日まで不法投棄防止強化月間により、各地区の掲示板に不法投棄防止ポスターの掲示を区長各位に依頼し、また、職員で巡回監視活動を実施しました。生活ごみやポイ捨てごみ、粗大ごみの回収をいたしました。

生活環境につきましては、11月に井戸水の水質検査を希望される家庭を対象に受け付けを行い、66件の申し込みがありました。検査結果につきましては、各世帯に郵送しています。

健康福祉課。

1. 健康増進係。厚生労働省が国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため実施している国民健康・栄養調査が下津毛地区の一部が選定され、鳥栖保健福祉事務所が10月25日火曜日に下津毛公民館で説明会を開催し、11月8日火曜日に健康調査、11月9日水曜日に身体状況調査が実施されました。

国保特定健診6月の集団健診の受診者数は528名でしたが、その後、個別健診の勧奨等を行い、個別健診で53名の方が受診されております。今後も生活習慣病の予防、医療費の抑制等のために、健診の受診勧奨と保健指導を行っていきたいと思っております。

生後4カ月までの全戸訪問事業を71名の赤ちゃんに実施しております。子育て支援を行い、少子化対策と小児虐待対策に努めていきたいと思っております。

2. 保険年金係。国民健康保険被保険者数は、平成23年度当初より9月末までの増減につきましては、転入、社保離脱等で227名の増、転出、社保加入等で186名の減となっており、合計で41名の増加になり、9月現在で1,924名になっております。

なお、9月末現在で短期被保険者証交付件数は42世帯106名であります。また、後期高齢者医療被保険者数は平成23年度当初より、9月末までの増減につきましては3名の増加になり、9月末現在で1,026名になっております。

3. 福祉介護係。社会福祉関係では、生活保護の相談が9月に2件（6人）、10月に5件（5人）あり、そのうち1件認定がありました。

なお、平成22年度末で認定は25件（34人）でありましたが、平成23年10月末現在で26件（39人）になっています。

高齢者福祉関係では、9月11日日曜日に町民センターで上峰町敬老会を開催し、約290名

の方の出席があり、町金婚祝24組、内閣総理大臣の百歳祝3名及び町の最高齢祝（103歳）の方々を披露し、お祝いをいたしました。

長寿祝い金を9月14日から16日に庁舎相談室で支給しました。白寿（満99歳）祝として35千円を4名、米寿（満88歳）祝として25千円を30名、喜寿（満77歳）祝として15千円を89名、古希（満70歳）祝として8千円を79名に支給いたしました。

町防災訓練の一環として、多目的研修施設で要援護者避難誘導訓練を実施いたしました。大字江迎地区の要援護者11名の参加があり、バイタルチェック等を行い、混乱もなくスムーズに終わることができました。御協力いただきました区長さん、民生児童委員さん、要援護者の方、送迎していただきました地区の方、まことにありがとうございました。

介護保険関係では、口腔機能の低下防止のための歯つらつ教室を庁舎会議室で2人の歯科衛生士さんの御指導により、10月20日木曜日、11月17日木曜日、12月1日木曜日の3日間にわたり開催しました。

税務課。

1. 課税係。平成23年度10月末現在の町税調定額について、7月末現在（前回報告）と比較して、43,125千円増の1,236,909千円となっております。

個人町民税の調定額は347,903千円で、前回報告額と比較して2,018千円の増額となっております。確定申告内容の見直し等により増額となっております。

法人町民税の調定額は94,153千円で、前回報告額と比較して19,905千円の増額となっております。前年同期と比較しても33,899千円（前年同期60,254千円）の増額となっており、昨年から一部企業の業績回復は続いているように思われます。ただし、現在報道されているT P P問題や東日本大震災の影響が、今後どのように表面化していくのかは引き続き注視していきたいと考えております。

固定資産税の調定額は731,845千円で、前回報告額と比較して1,034千円の増額となっております。未申告であった償却資産申告の追徴課税により増額となっております。

軽自動車税の調定額は21,231千円で、前回報告額と比較して1千円の増額となっております。

たばこ税の調定額は41,197千円で、前回報告額と比較して19,971千円の増額となっております。前年同期と比較しても4,035千円（前年同期37,162千円）の増額となっており、税率上昇による喫煙者数の減少で税込減と見込んでおりましたが、現在のところ増収傾向にあり安堵しております。ただし、今後の国政等には注視していきたいと考えております。

入湯税の調定額は590千円で、前回報告額と比較して198千円の増額となっておりますが、前年同期と比較すると69千円（前年同期659千円）の減額となっており、近年の入湯税の減少を如実にあらわす結果となっております。今後、年末年始にかけては、確定申告の準備に取りかかるとともに、適正課税に努めてまいりたいと考えております。

2. 収納係。平成23年度10月末現在、現年課税分についての収納率は、個人町民税56.7%（前年同期56.4%）、法人町民税98.8%（前年同期93.1%）、固定資産税66.6%（前年同期65.5%）、軽自動車税95.3%（前年同期94.0%）、全体で64.5%（前年同期61.4%）の前年比3.1%増となっております。

10月当初に現年課税及び滞納繰越分387名に催告書を発送し、うち70名の完納、43名の納付約束で約5,780千円の収納結果を得ることができました。しかしながら、残り274名につきまして反応がなかったために、引き続き財産調査を行い、差し押さえを含む対応を行っていく予定であります。

先般、10月26日から27日にかけて、国民健康保険税を中心に徴収実践研修を行いました。ことしで3回目ですが、おなじみの篠塚三郎先生（全国地方税徴収実務機構チーフアドバイザー）を講師に招き、徴収の実践方法や滞納整理等の習得に努めました。今回はより具体的な事例をもとに研修を行い、即実践したところ、大口滞納者の納税に結びつけることができました。今後も、今回の経験をもとに滞納整理に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、収納強化対策として、ことしも佐賀県緊急雇用創出事業により10月から1名雇用し、徴収台帳の整理等を行い、効率的な滞納整理に取り組んでおります。年末にかけては広報車での周知活動等を行い、徴収対策になお一層努めてまいりたいと考えております。

振興課。

1. 建設係。地域住民の民生安定を図る目的であります緊急避難道路西峰東西2号線につきましては、一部の未改修区間の工事発注を終え、12月には完成の運びとなります。

9月定例議会で町道認定いただきました、町道井手口住宅線の補装及び町道井手口団地西線への取り付け工事を行います。これにより、井手口住宅地区の緊急時の避難道としての大きな役割を果たすものと期待するところです。

鳥越川につきましては、水害等が懸念される上流部におきまして、橋梁の通水断面の確保及び堆積土の除去の工事を行いました。

国道34号線につきましては、切通地区の切通交差点の改良及び歩道設置の要望を期成会の活動として毎年国へ要望をいたしているところであります。今年度においては、行政、議会が一体となり、10月19日、20日、21日にかけて、県選出の国会議員の皆様、国土交通省及び関係機関への要望活動を行ってまいりました。今後は地区の皆様方の御理解、御協力をいただけるよう、議員の皆様方にも御協力いただきたいと思いますと思っております。

2. 管理係。今年度より3カ年事業として住宅リフォーム緊急助成事業が始まりました。本町におきましては、県から委託された職員が1名、火曜日の午後と木曜日の午前に役場カウンターにて事前審査業務を行っており、11月末現在の受け付け状況は22件で、補助額といたしましては、予算額8,400千円に対しまして4,336千円となっております。

今年度より進めております農業集落排水事業の坊所地区機能強化事業につきましては、地

区説明会も終え、実施設計に入っております。今後は、地質調査業務の委託の入札残が生じておりますので、予算の組み替えを行い、管路埋設の工事を行っていきたくと思っております。

3. 産業商工係。大字堤地区で発生しておりますイノシシ被害につきまして、猟友会三養基支部に有害鳥獣駆除を委託し、14頭のイノシシを駆除することができました。また、鳥獣被害防止対策事業により、20戸、13ヘクタールにつきまして、ワイヤーメッシュ等の防護さくの整備を行い、農作物の被害防止に効果が出ております。よって、来年度におきましても2ヘクタールの規模で同事業の追加採択を要望しているところです。

大字堤地区において取り組んでおります農地・水・環境保全対策事業がことしをもって終了予定でありましたが、農地・水保全管理支払交付金事業と名称を変え、要望の結果、来年度より5カ年の継続事業の見込みとなりました。本町としても、来年度からは大字堤はもとより、他の対象地区におきましても、この事業に参加していただくことで、地域共同での農地、水路等の資源の日常の管理と、農村環境の向上のための活動に対し支援していきたくと思っております。

地産地消の取り組みにつきましては、3回目の検討会を開催し、生産者、直売所、行政がそれぞれの視点から地産地消への可能性を協議しております。学校給食における食材については、上峰町産、三養基郡産、佐賀県産、国内産と調達順位を設定するとともに、品目ごとに上峰町内で収穫される時期について情報交換を行いました。生産者におきましては、学校給食を視野に入れた作付体系の検討を行っていただき、さらなる取り組みができるよう推進してまいります。

上峰町商工会におきまして、東日本大震災への復興支援に伴う義援金付きプレミアム商品券の発売が行われました。10%のプレミアム付き商品券は前期分で635セット、後期分につきましては1,000セットが完売し、合計1,635セットを販売いたしました。町としてもこのプレミアム分についての補助を行い、震災復興への一助となるよう取り組んでまいりました。

去る8月23日に新鳥栖駅で開催されましたぐるりん観光・物産店に上峰町からも参加いたしました。当日は米多浮立の開催日でもあり、テレビを持ち込んで過去の映像を放映し、米多浮立へお寄りいただくようPRしてまいりました。さらに上峰町商工会、みろく屋製麺の協力により、小麦文化のPR、麺製品の販売を行い、上峰町のPRに努めてまいりました。

県単林道事業九千部山横断線工事につきましては、実施設計業務を終え、工事に取りかかります。工事方法は、山側からの湧水を暗渠排水にて抜き、道路部においては約2メートル下まで地盤改良を行ってまいります。今後は、一日でも早い開通を目指しまして工事を行ってまいります。

上峰版軽トラック市ということで、議会の御提案によりまして、中央公園駐車場の一部を開放し、市を行うよう準備を進めております。まずもって、12月18日におたっしゃ館にて

もちつき交流会がありますが、これにあわせて参加者の募集を行っておるところです。

御提案いただきました中山議員には心から感謝を申し上げます。

教育課。

スポーツの秋、読書の秋、実りの秋とも言われる時期が始まりました。児童・生徒は、学習、生活、学校行事、部活動と各場面で積極的に精いっぱい姿勢を見せるべく頑張っています。

中学校では、9月10日に体育大会を開催しました。残暑の残る季節ではありましたが、多数の保護者、来賓の出席のもと、「Never give up!!～上中魂みせてやれ～」をスローガンに元気に競い合い、演技をすることができました。

9月30日には、三神地区中体連駅伝大会が、吉野ヶ里歴史公園で開催されました。上峰中学校は男女ともに優勝をし、県大会へとこまを進めました。11月2日に開催された県大会では、惜しくも入賞は逃しましたが、立派に健闘をされました。

10月21日には、三養基地区中学校英語暗唱大会が開催され、上峰中は2年生の部で優勝、1年生の部で2位に入賞するというすばらしい成績をおさめました。

10月13日、14日、2日間にわたり、第2回オープンスクールを実施しました。2日間で100名を超える保護者、地域の方々に参観していただきました。参観者からの感想では、授業態度がよい、各学年とも授業に集中しているなどお褒めの言葉をいただきました。今回、オープンスクールに足を運んでいただいた保護者、地域の皆様にお礼申し上げます。

小学校でも10月2日に体育大会を実施しました。当日は肌寒い陽気ではありましたが、たくさん保護者、来賓の方々に出席いただき、児童の元気さをあらわした競技、演技が繰り広げられました。

10月20日、21日は、修学旅行を実施しました。6年生は長崎市を訪問し、原爆資料館を見学し、原爆落下記念碑のところで平和集会を開き、全校生徒で折った千羽鶴をささげて平和を祈りました。平和の大事さを感じてくれたものと思います。

新しい試みとして、10月25日から11月1日までの4日間に向け、一日体験入学を中学校と協力して実施しました。これは最近、地区中学校のほかに、私立中学校や中高一貫の県立中学校への進学が盛んになり、小学校での進路指導が必要になったからです。そこで、小学校6年生の皆さんに地元上峰中学校のよさを知らせるとともに、学習や生活の一たんを体験させ、中1ギャップの解消の一助になればと企画しました。6年生の反応は、楽しかった、おもしろかったなどで好感触を得たところです。

また、小学校校門の門柱に新しい門札をいただいた中島みさ枝様、米倉信義様、松田木工所様及び二宮金次郎像の修理をしていただいた古賀政高様には厚く御礼を申し上げます。

生涯学習課。

1. 生涯学習係。今年度の佐賀県人権・同和教育研究大会が10月28日、三神地区にて開催

され、佐賀県における人権教育・啓発・まちづくりの姿を三神地区から発信しようとのテーマを掲げ、人権啓発活動に大きく貢献いたしました。

第26回町民文化祭を11月1日から3日まで、町民センターで開催いたしました。作品展示には、絵画、写真、書、生け花、編み物やアートフラワーなど約800点の作品を展示いただき、いずれの作品も玄人はだしの力作に、ごらんいただいた皆様は大変感動されておられていました。最終日の3日の演芸発表の部においては、51団体約630名の方々が熱演され、大盛況のうちに終了することができました。文化協会の今後のますますの発展を御祈念申し上げます。

また、子供たちの健やかな育成を見守る旨としての青少年健全育成大会は、小学5年生から中学全生徒のほか、多くの関係各位の参加者を迎えて、11月18日に町民センターホールにて開催いたしました。講師は世界一周サイクリングツアーへの挑戦中の西野旅峰様を迎え、「人・旅・夢紀行」と題した貴重な体験談を交えた講演に対して、青少年の心に大きな感動を与えたものと感じたところであり、今後の人間形成の糧の一助となれば幸いに思います。

2. 生涯スポーツ係。今年度最大のイベントである町民体力づくり体育大会を10月9日に中央公園多目的広場で実施いたしました。当日は晴天にも恵まれ、地域住民との融和とスポーツに親しむことの所期の目的を達することができたことは何よりも増して幸いに感じました。また、大会運営諸般が、つつがなく終了いたしましたことを、競技役員並びに多くの町民の皆様にご心より御礼を申し上げます。

翌週の15日と16日には第64回県民体育大会が鳥栖・三神地区を主会場として開催されました。本町からは12競技、17種目に選手役員213名が参加されました。大きな声援の中、熱戦を繰り広げられた結果、ゲートボール競技が町単位での総合優勝を勝ち取られましたが、総合順位では劣勢を覆すことはできませんでした。しかしながら、参加競技全般におかれては、着実な成果を見出すことができたものと感じ得ることができました。役員並びに選手の皆様の今後の御活躍を御祈念申し上げます。

文化課。

文化財関係では、まず、町内の各種開発に伴う埋蔵文化財の保護調整を目的に事前の埋蔵文化財確認調査を実施しておりますが、確認調査において遺構、遺物が検出されたことを受け、西前牟田遺跡、坊所三本松遺跡について、記録保存を目的とした埋蔵文化財本調査を2件実施しました。

また、太古木の保存環境改善策として、保存対策委員会より指摘があった文化財保存地区北側排水路の有効活用については、保存対策委員会の先生方、文化庁、県教育委員会と連絡をとりながら、水路の埋め立ての具体的な方法について検討し、年度内に埋立工事に係る事業費の設計を行いたいと考えております。

民俗文化財関連では、10月22日、23日の両日、老松神社の秋祭りに佐賀県重要無形民俗文

化財米多浮立が、前牟田地区の皆様によって奉納されました。当日は、遠くは三重県よりお越しいただいた方もあり、県内外から多くの方々に集まっていただきました。4月以来、奉納までに御尽力されました保存会の役員、世話人の皆様、また、浮立に参加された前牟田地区の皆様に、深く敬意を表します。

次に、図書館関係では、まず、9月10日から10月30日まで、本と雑誌のリサイクルを実施しました。除籍図書1,001冊、配布冊数822冊、配布率88%、除籍雑誌478冊、配布冊数356冊、配布率74%と、多くの図書館利用者の方々に再利用していただくことができました。

また、本年度は図書館の図書を管理している図書館システムの更新を予定しておりましたが、9月下旬に専門業者による新システムの機器構成、ソフトの内容、特色についてプロポーザルを実施し、10月1日に5年リース契約を締結しました。現在、平成24年1月からの新システム稼働に向け、作業を進めております。

11月には、ふるさと学館の空調機器（平成5年開館時設置）の老朽化に伴い、使用頻度の高い1階図書室、事務室、研究工作室の各空調機器の改修工事を実施、完了しました。

資料館関係では、10月に武雄市歴史資料館で行われた歴史史料に見る自然災害特別展に写真資料を、また、現在、県立宇宙科学館で開催中の阿蘇4火砕流関連特別展に地層のはぎ取り標本、炭化したカミキリムシの幼虫のほか、写真資料など太古木関連資料を貸し出しております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（大川隆城君）

これで町長の行政報告が終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（大川隆城君）

日程第4．諸般の報告。

諸般の報告を行います。

上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会における調査結果。

平成23年1月13日付で佐賀地方検察庁へ告発した件につきましては、佐賀地方検察庁より、平成23年10月7日付で不起訴処分の通知がありました。これを受け、議会として今後どのように対応していくか慎重審議した結果、新たな確証がない限り、再告発等はすべきでないことと一致し、今後の動向を見守っていくことと決定しましたので報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第57号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、みやき町に御在住の末安善徳様より寄附金をいただいたことにより改正するものでございます。

平成23年12月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第58号 上峰町税条例等の一部を改正する条例。

本議案は地方税法の改正に伴い改正するものでございます。

平成23年12月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第59号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は名称の変更と保護者の申請手続の簡素化を図るために改正を行うものでございます。

平成23年12月9日、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第60号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本議案は小型の可燃ごみ袋を新たに設けるということで改正を行うものでございます。

平成23年12月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第61号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤3439番地

氏 名 田 中 清 美

生年月日 昭和25年3月11日

平成23年12月9日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

少し詳細を私のほうから申し上げますと、田中清美さん、学歴のほうから申し上げます。

昭和37年3月に東脊振村立東脊振小学校を卒業され、昭和40年3月に東脊振村立東脊振中学校を卒業されました。昭和40年4月、佐賀県立神埼高等学校に入学。昭和43年、佐賀県立神埼高等学校を卒業されました。

職歴といたしましては、昭和43年4月、東脊振村役場奉職。平成22年3月に吉野ヶ里町役場定年退職、平成22年4月に吉野ヶ里町役場嘱託職員採用をされまして、平成23年3月に吉野ヶ里町役場の嘱託職員を退職されております。

免許、資格として、昭和44年11月に普通自動車第1種免許取得をされまして、昭和60年3月に社会福祉主事資格取得をされ、平成12年10月、社会教育主事資格取得をされております。

東脊振村、また吉野ヶ里町役場における勤務の詳細といたしましては、昭和43年4月から総務課税務係、昭和45年4月から住民課年金係、昭和51年1月から住民課衛生係、昭和53年4月から建設課建設係、昭和58年7月から住民福祉課年金係、平成5年4月から住民課窓口係、平成8年7月から教育委員会社会教育課、平成13年7月から住民課窓口係、平成17年4月から教育委員会社会教育課、平成18年3月から吉野ヶ里町社会教育課副課長、平成22年3月に定年退職ということで、また、あわせまして、PTA活動歴を申し上げますと、昭和59年4月から平成元年3月まで上峰小学校PTA役員、平成2年4月から平成5年3月まで上峰中学校PTA役員ということで、社会教育、教育委員会に奉職の経験もあり、PTAの活動も十分なされ、また、今回、教育委員会の御推薦も得る中での御提案ということで御理解いただきたいと思っております。

続きまして、

議案第62号

平成23年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

平成23年度上峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,474,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月9日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第63号

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,020,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月9日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第64号

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月9日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第65号

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ552,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月9日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、9議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より9議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。それでは、議案第57号につきまして、私のほうから補足説明を申し上げます。

この議案につきましては、教育振興基金条例の改正でございます。

みやき町にお住まいの末安善徳様から、小・中学校での図書の購入に充ててほしいということで、1校当たり100千円、合計200千円御寄附をいただきましたので、今回、基金条例の改正案を上程した次第でございます。

今回、200千円を積み立てますと、基金の合計額は7,700千円となります。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

補足説明を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

おはようございます。私のほうから議案第58号 上峰町税条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税等の一部を改正する法律が平成23年——ことしですが、法律第83号で成立いたしまして、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、ここに上峰町税条例等の一部を改正させていただくものでございます。

今回の改正につきましては、4つの改正点がございしますが、第1条関係では本則の一部改正でございます。

2条と3条と4条に分かれておりますが、これは平成20年と、それから平成22年に改正した条例の一部改正であります。

主な内容につきまして申し上げますと、個人住民税の寄附金税額控除につきまして、平成24年からの見直しで、寄附金税額控除の適用下限を5千円から2千円に引き下げられるものでございます。

そのほかにつきましては、あと3点ほどございますが、まず1点目は、肉用牛売却による所得割の課税の特例見直し等、期限延長等ございまして、今までの課税特例を平成27年までにその適用を延長するものでございます。

第2点目といたしましては、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%の軽減税率がございまして、これは平成21年1月1日から平成23年の12月31日までの間の措置でございますが、この特例措置を2年間延長いたしまして、平成25年までの特例措置とするものでございます。

最後に3点目でございますが、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等に対する個人住民税の非課税措置についてでございますが、その特例措置の施行につきまして、平成25年1月1日から2年間延長されまして、平成27年1月1日とするものでございます。

それでは、お手元に新旧対照表を差し上げておりますが、重複することもあると思っておりますが御容赦ください。

まず、第1条関係でございますが、1ページから3ページにかけての寄附金税額控除、第34条の7の関係でございますが、先ほど申しましたように、個人住民税の寄附金税額控除につきましては、平成24年からの見直しでございまして、寄附金税額控除の適用下限を、先ほど申しました5千円から2千円に引き下げるものでございます。

例を申しますと、10千円寄附されたものにつきまして、2千円を控除され、残りの8千円につきまして、所得税、県民税、住民税合わせて丸々税を控除されるものというふうなことで御理解願えれば結構かと思っております。

寄附金税制につきましては、経過を申し上げますと、平成20年度までは所得控除の方式でございましたが、平成21年度からは内容が大きく変わりました。寄附した金額から5千円を引いた金額が寄附金の控除対象となっておりますが、今回、平成23年からの寄附分ではございますが、平成24年課税から寄附した金額から2千円を引いた金額が、寄附金控除の対象とする内容でございます。

さらに、東日本大震災に伴いまして、従来は都道府県と市町村に対する寄附金だけがふるさと納税ということで特例控除額が受けられておりましたが、中央共同募金や日本赤十字社に義援金として寄附する場合にふるさと納税として、また、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、特定非営利活動に対する寄附金についても特例控除が受けられることになっております。

この改正の規定の条文につきましては、地方税法の第314の7、これは同じ寄附金税額控除の項ですけれども、それを引用するという形での今回の条例改正をするものでございます。

続きまして、3ページ下段から4ページにかけての寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則第7条の4関係でございますが、これは条文の後段について記載がございまして、地方税法の附則第5条の5第2項を引用する改正にするものでございます。

続きまして、5ページから6ページにかけてでございますが、これは肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、附則第8条関係でございますが、内容といたしましては、肉用牛の売却による農業所得に係る軽減措置につきまして、免税対象の飼育牛の売却の頭数要件の上限が、現行は2,000頭でございますが、これは平成24年までの措置でございますが、それを年間1,500頭、500頭引き下げられまして、それを超える分につきましての所得につきましては、免税対象から課税をするというふうなことの見直しを行った上で、その期限を3年、これは平成27年度までですが、それを延長して、平成25年度分以後の個人住民税について適用するというようにされました。

続きまして、6ページから、ちょっと長いんですけども12ページにかけて、いろいろ文言が書いておりますが、同じ条項の変更でございます。

6ページの分、上場株式に係る配当所得に係る町民税の課税の特例。

それから、7ページの土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例。これが16条の4関係。

それから、8ページ、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。これは附則17条関係。

それから、8ページにつきましては、下段でございますが、短期の譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。18条関係でございます。

9ページの中ほどでございますが、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。19条関係でございます。

10ページの、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例。附則第20条の2関係。

それから、11ページから12ページにかけましての、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。附則20条の4関係。

ちょっと長かったですが、この件につきましては、すべて先ほど言いました寄附金税額控除が改正されたことに伴う、各おのおの条項の変更並びに文言の整理等ということで理解していただければ結構かと思えます。

続きまして、13ページ、14ページにかけての第2条関係の分でございますが、これは平成20年の条例第31号で附則改正した分の一部改正する分でございますが、個人の町民税に関する経過措置の関係です。

内容につきましては、平成21年の1月1日から平成23年12月31日までの上場株式等の配当所得並びに譲渡所得、それから、個人に対して支払う上場株式等の配当に係る配当割、また、源泉徴収選択口座における株式等の譲渡所得割に対するこの3つ、3%の軽減税率がございました分を、その特例で2年延長する内容でございます。現行の3%の軽減税率につきましては、公平性や金融の商品間の中立性の観点から、景気の回復等に万全を期すということで、

政府のほうからのことで、地方税の改正で、本則5%でございますが、3%とすることにつきましての平成25年の末まで2年間延長されるということでございます。

ただし、平成26年1月からは本則5%に戻るということになっております。

続きまして、15ページの第3条関係でございますが、これも平成20年の条例第38号で附則改正した分の一部改正でございますが、これは施行規則の関係でございます。今回のこれも寄附金税額控除関係での改正内容で、公益法人関係の改正に伴った附則4条の中の条項の変更及び文言の整理でございます。

最後に、16ページの第4条関係でございますが、これは昨年、平成22年の26号で附則改正した分の一部改正でありまして、これも施行期日及び町民税に関する経過措置の関係でございます。

内容につきましては、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る所得の計算の特例についてでございますが、その施行を2年延長して、平成25年1月1日から平成27年1月1日とされるものでございます。

この上場株式等の譲渡所得につきましては、先ほど申しましたように3%の軽減税率が適用されてきたわけでございますが、2条のところでも述べましたように、平成24年が2年間延長されるということで、今回、平成26年に廃止されますが、それにあわせて、一定の非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得につきましての非課税措置があわせて導入されるというふうなことでございます。

内容的には毎年新規に投資した額1,000千円を上限として、平成24年から平成26年までの3カ年間、最大3,000千円までの額を投資した上場株式等を、最長10年間以内に売却した場合につきまして、その譲渡益に対して非課税措置がなされるということでございます。

以上、ちょっとわかりにくかったとは思いますが、概略を申し上げました。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。どうかよろしく御審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

補足説明を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

おはようございます。それでは、私のほうから議案第59号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第60号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、この2つについて補足説明をさせていただきます。

それでは、上峰町乳幼児医療費の助成に関する新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

まず、改正前でございますけれども、右手のほうが改正前、左が改正後になっております。

上峰町「乳幼児」医療費が、改定後は「子どもの」医療費に変わります。

改定のほうをまず申し上げていきます。

第1条の子供の医療費ですね、資料はよろしいですかね。第1条、この条例は前回では「乳幼児」が「子ども」になってまいります。「医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し」、またここで下線で「子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。」と。

第2条につきまして、「この条例において」、ここで下線がついているところですが、「子ども」とは、年齢が12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者」となっております。

改正のほうをずっと読ませていただきまして、右手のほうの確認をお願いしたいと思います。

6項において、「「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、保険薬局」、これが旧は「薬局」になっております。「指定訪問看護事業者及び保険者が特に認められたものをいう。」と。

次に、助成対象者についてでございますが、第3条の「この条例に定める子どもの」に変わっております。「医療費の助成を受けることのできる者以下「助成対象者」という。は、次の各号のすべてに該当する子どもとする。」となっております。

「(1)子どもが上峰町に住所を有すること。」、それに(2)で「子どもが、保険医療機関等において医療、調剤の処方又は指定訪問看護を受けたこと、その他社会保険各法の規定により保険診療の対象となったこと。」、(3)としまして、「子どもが保険給付を受けること」の……

○議長（大川隆城君）

課長、済みません、変わったところだけでいいですから。

○住民課長（福島日出夫君）続

ああ、そうですか。わかりました。

(3)につきましては、同じ条項で参りますのでわかりにくいと思いますけれども、まず、下から2番目ですが、これにつきましては「助成対象者は、次の各号により区別するものとする。」ということで、あと次のページよろしいでしょうか。

それでは、(1)のところですね。「窓口定額一部払い方法 町長は、助成対象者が佐賀県内の保険医療」……

○議長（大川隆城君）

これ全文じゃなくて、要点だけを説明ください。例えば、金額の変更とかですね、あるでしょう。

○住民課長（福島日出夫君）続

そしたならば、(2)の以降なんですけど、「窓口全額支払還付方法 保護者が佐賀県外の保健医療機関等であって、前号に規定する町長が別に定める保険医療機関等でない保険医療機関等において子ども」……（「議長、動議。休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ただいま休憩動議が出ましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。

○9番（中山五雄君）

補足いたします。非常にわかりづらいですから、もう少し自分で考えて説明のほどをお願いします。

○議長（大川隆城君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

今、要望がありましたように、説明はきちんとわかりやすくお願いしたいと思います。休憩。

午前10時39分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、休憩前に引き続きまして、補足説明をお願いいたします。

○住民課長（福島日出夫君）

先ほどは大変申しわけございませんでした。それでは、答弁申し上げます。

来年4月より、ゼロ歳から就学前までの乳幼児医療助成制度を、知事のマニフェストにより佐賀県下統一で条例改正することとなりました。

名前も「乳幼児医療費助成制度」から「子どもの医療費助成制度」へと変更します。今回、制度ではゼロ歳から3歳未満は、1カ月1医療機関入院及び通院とともに自己負担300円、3歳から就学前までは、1カ月1医療機関、病院また薬局ごとに自己負担500円となっておりますが、来年度4月からはゼロ歳から就学前まで統一して1カ月、1医療機関につき自己負担通院500円を2回まで、入院は1千円に変更します。また、これまでの支払い方法は、ゼロ歳から3歳未満の対象者につきましては、佐賀県内及び聖マリア病院、久留米医大の病院において現物給付にて病院窓口で300円の自己負担を払うのみ、それ以外の県外の病院は領収書を添付の上、住民課窓口へ申請すれば、指定の口座に後日医療費を振り込む償還システムであり、また、3歳以上から就学前の対象者につきましては、すべて償還払いシステム

で自己負担額を差し引いた額を指定の口座に振り込んでおりました。しかし、これらはあくまで申請主義の制度でありまして、申請した保護者のみへ助成となっておりますこの支払方法を来年4月よりゼロ歳から就学前まで統一し、県内及び指定の病院においては現物給付とし、病院の窓口まで自己負担額を払うのみとなります。

今回、改正のメリットとしましては、自己負担額はふえるものの、保護者が忙しい中、役場にわざわざ申請に来庁する手間が省けます。3歳以上に関しては、医療費が償還されるものの、病院窓口で医療費2割を一たん払わなければならず、特に入院の場合は支払い額が大きくなるので、保護者の負担も大きかったためなのが、現物給付システムということで、医療機関の窓口自己……

○議長（大川隆城君）

課長、簡潔に、簡潔に。

○住民課長（福島日出夫君）続

自己支払い額を払うだけでいいため保護者の負担が軽くなり、また申請漏れの心配がなくなるので、すべての対象者に満遍なく助成を行うことができます。

そして、今回の県の補助改正を機に上峰町は単独事業といたしまして、小学生まで入院費の助成を拡大します。自己負担額につきましては、就学前児童と同じ1カ月で1医療機関につき1千円です。小学生までの入院を助成対象に拡大することにより、これからの子育て世代への支援につながることを期待いたします。

以上です。（「もう1つ。議案第60号」と呼ぶ者あり）

議案第60号についてでございますが、(2)の「ごみ収集及び運搬」のところの収集の「集」が抜けておりましたので、訂正をいたします。よろしいでしょうか。改正後、改正前両方ともですね、(2)の「ごみ収集及び運搬」と書いてありますけれども、収集のところの集めるの字が抜けておりましたので、おわび申し上げます。改正後は、第18条につきまして(2)の「ごみ収集及び運搬処理手数料」のところの「集」が抜けております。

あと、可燃の指定容器につきましては、袋が大でございます。1枚につき消費税込で40円でございます。消費税が2円となります。可燃指定容器でございますけれども、その袋を今回新たに小をつけ加えるようにしております。1枚につき消費税込で25円、消費税が1円となります。ウにつきましては、従来ございましたように、不燃物指定容器でございます。1枚につき消費税込で45円、消費税が2円となっております。それと、エにつきましては変更ではございませんが、1枚につき消費税込み500円、消費税が25円となっております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。（「議長、よかですか。今の説明はですよ、説明になっていないじゃないの。新旧表を見てみますと、どこぼどがん説明しよっじゃい全然わからんです

よ。59号にしても60号にしてもさ」と呼ぶ者あり)

今、60号につきましては、新旧対照表のところを見ていただくと、小さいゴミ袋を今回4月から新しくつくってやるということでの説明をしてくれたところでもあります。（「間違いの説明でさ、字が抜けるとかさ」と呼ぶ者あり）じゃあ、今、議員から……（「59号にしてもさ、休憩何のためとったね。きちっと、どこから、引き続きここからというようなこともさ、ページ数ぐらいきちっと言うてやってもらわんとさ。大体議会ば何て思うととつかね、ほんなごて執行部は」と呼ぶ者あり)

ただいま議員からお聞きのとおり意見が出ております。執行部については真摯に受けとめていただいて、補足説明はきちんとやってもらいたいということでございますから、住民課長、今の60号についてはもう一回きちんと説明をお願いします。

○住民課長（福島日出夫君）

新旧対象表のまず右のほう、改正前のところでございますが……

○議長（大川隆城君）

課長、その前に文言が足りない部分の訂正から行かんですか。もう一回。

○住民課長（福島日出夫君）続

それでは、まず最初に、文言が抜けている部分について、御説明をさせていただきます。

改正後、改正前両方とも、18条のまず(2)の「ごみ収集及び運搬処理手数料」についてでございますが、これの収集の「集」が抜けております。これは改正のほうの右のほうも同じように「集」が抜けております。

それでは、もう一度御説明をさせていただきます。

まず、その第18条の分でございますけれども、ごみの運搬手数料でアの「可燃物指定容器（袋）大」が1枚につき消費税込みで40円、うち消費税が2円となっております。改正前につきましては、18条のところでございますけれども、同じく「ごみ収集及び運搬処理手数料」のこの収集についても「集める」という字が抜けております。

内容につきましてでございますが、まず改正前につきましては「可燃物指定容器（袋）」1枚につき消費税込みの40円、うち消費税が2円となっております。

改正後のところでございますが、イにつきましては「可燃物指定容器（小）」で1枚につき消費税込みで25円、消費税が1円となっております。

それから、ウが「不燃物指定容器（袋）」が1枚につき消費税込みで45円、消費税が2円となっております。

以上でございます。（「エ、エ、シールは」と呼ぶ者あり）済みません。

エの粗大ごみシール1枚につき消費税込みで500円、消費税が25円となっております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

今、担当課長から説明がありましたが、町長に補足の補足で一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

大変、議員の皆様方にはお時間をいただきまして、再度再度訂正を重ねて申しわけございませんでした。

今、申しましたように、今回のごみ袋の大、小を、可燃物容器指定袋をつくるということで、18条の2項にございます「ア 可燃物指定容器（袋）1枚につき 消費税込40円」のところを、変更後は「大」と記しまして改めるものでございます。

また、「可燃物指定容器（袋）小」というものを新たにつくることによりまして、改正後はイの項目を設けるということとあわせて、このイの項目が改正後にふえましたので、エの項目が新たにつくられたものとなっております。

何度にもわたり訂正をしまして、不要な時間をとらせまして大変申しわけなく思っております。

○議長（大川隆城君）

さらに補足説明を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。私のほうからは議案第62号につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、一般会計の補正予算書を御準備をお願いいたします。

議案第62号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第3号）でございます。

2枚めくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正、2ページでございますけれども、そちらのほうを歳入歳出続けまして、1列目の款、それから4列目の補正額、5列目の計と、左のほうから右のほうに読み上げさせていただきたいと思っております。

款の1. 町税、補正額4,358千円、計1,247,351千円。

款の9. 地方交付税、補正額133千円、計890,948千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額672千円、計66,638千円。

款の13. 国庫支出金、補正額5,128千円、計316,305千円。

款の15. 県支出金、補正額3,920千円、計229,766千円。

款の16. 財産収入、補正額1,565千円、計1,667千円。

款の17. 寄附金、補正額200千円、計が501千円。

款の20. 諸収入、補正額が6,491千円、計57,279千円。

3ページでございますが、歳入合計、補正額22,467千円、計3,474,939千円となっております。

次の、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出のほうでございます。

款の1. 議会費、補正額336千円、計82,535千円。

款の2. 総務費、補正額5,757千円、計489,828千円。

款の3. 民生費、補正額11,161千円、計934,122千円。

款の4. 衛生費、補正額2,845千円、計529,333千円。

款の6. 農林水産業費、補正額△859千円、計333,459千円。

款の7. 商工費、補正額△5千円、計3,379千円。

款の8. 土木費、補正額223千円、計90,359千円。

次、5ページでございます。

款の9. 消防費、補正額343千円、計153,310千円。

款の10. 教育費、補正額2,666千円、計311,783千円。

歳出合計、補正額22,467千円、計3,474,939千円となっております。

続きまして、補正予算書に关します説明書のほうで具体的に御説明を申し上げたいと思います。

説明書のページが、3ページを開きをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、款の1. 町税、項の2. 固定資産税、目の1. 固定資産税、節の1. 現年課税4,358千円となっております。

今回23年の10月末で調定額を再算定いたしまして、この固定資産税のほうの税収が予想よりもふえるということが見込まれるということになりましたので、追加をいたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページ、款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の9. 障害者自立支援給付費負担金4,296千円でございます。

これは歳出予算のほうで増額をいたしております、障害者関連扶助費の額8,593千円ございますけれども、その2分の1国庫負担でございます。

続きまして、5ページ、款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の7. 障害者自立支援給付費負担金2,148千円。

こちらも同様に歳出予算で追加しております、障害者関連扶助費の8,593千円の4分の1の県負担でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページ、款の20. 諸収入、項の3. 受託事業収入、目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、節の1. 町内遺跡発掘調査事業費3,589千円となっております。

これは、坊所三本松遺跡及び外記遺跡の調査というものを先行すると、先行して行うということにいたしましたので、これまで予定をいたしておりました調査との調整を図りまして、受託収入の増加分というものを計上いたしたというものでございます。

続きまして、9ページ、歳出の方でございますが、9ページをお願いいたします。

9ページ、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金8,759千円、これは財調への基金への積立金を追加するというものでございまして、この追加によります本年度末の基金の予定額といたしましては、234,685千円を予定いたしております。

続きまして、11ページをお願いしたいというふうに思います。

11ページ、款の2. 項の3. 戸籍住民基本台帳費、目の1. 戸籍住民基本台帳費、節の13. 委託料△4,032千円というふうにございますが、この説明の中で、下のほうでございますが、住基法改正に伴う基幹系システム等改修業務委託料△で3,979千円というふうにございます。

これにつきましては、外国人についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えるための改正法律が成立したということに伴いまして、基幹系システムの改修を行うということで、費用を当初予算でお願いしております。当初予算では概算額といたしまして、11,550千円を計上いたしておりましたけれども、外国人の氏名を住民基本台帳用に変換する作業、これを町職員で行うということで2,500千円の減額、それからなかなか当初予算の時点では不明でございましたもろもろの改修内容が固まったということによります減額、合わせまして3,979千円ですね、必要額以外の金額として減額補正するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の2. 障害者福祉費、節の20. 扶助費9,893千円、このうち説明にございます下のほうですが、介護・訓練等給付費8,593千円とございます。

これにつきましては、障害者の介護・訓練等給付費の追加でございますけれども、障害者福祉サービス費の増加というものが顕著になってきておりまして、この増加傾向に対応するために今回補正をお願いいたしております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

24ページ、款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の6. 町内遺跡発掘調査事業費、節の7. 賃金3,245千円でございます。

これは、坊所三本松遺跡及び外記遺跡の調査を行うということで、それに必要な作業員さんの賃金ということで補正をいたしております。

以上、私からの補足説明とさせていただきたいと思いますが、御審議の上、御了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

さらに補足説明を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆さんこんにちは。私のほうから議案第63号と議案第64号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第63号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）をお願いします。

その3号の3枚目、2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、補正前の額156,646千円、補正額14,629千円、計の171,275千円。項の2. 国庫補助金、補正前の額53,475千円、補正額3,872千円、計の57,347千円。

款の5. 療養給付費交付金、項の1. 療養給付費交付金、補正前の額64,729千円、補正額13,776千円、計の78,505千円。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、補正前の額33,062千円、補正額3,011千円、計の36,073千円。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、補正前の額35,921千円、補正額455千円、計の36,376千円。

歳入合計、補正前の額984,720千円、補正額35,743千円、計の1,020,463千円となっております。

次のページ、3ページをお願いします。

歳出。

款の1. 総務費、項の2. 徴税費、補正前の額443千円、補正額71千円、計514千円。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、補正前の額544,295千円、補正額40,528千円、計の584,823千円。項の2. 高額療養費、補正前の額73,200千円、補正額16,127千円、計の89,327千円。項の4. 出産育児諸費、補正前の額4,203千円、補正額390千円、計の4,593千円。

款の3. 後期高齢者支援金等、項の1. 後期高齢者支援金等、補正前の額80,826千円、補正額143千円、計の80,969千円。

款の4. 前期高齢者納付金等、項の1. 前期高齢者納付金等、補正前の額236千円、補正額6千円、計の242千円。

款の8. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、補正前の額6,665千円、補正額89千円、計の6,754千円。項の2. 保健事業費、補正前の額1,615千円、補正額17千円、計の1,632千円。

款の12. 予備費、項の1. 予備費、補正前の額104,885千円、補正額減額の21,628千円、計の83,257千円。

歳出合計、補正前の額984,720千円、補正額35,743千円、計の1,020,463千円となっております。

次に、説明書により説明をいたします。

2枚めくっていただき、3ページをお願いします。

歳入で、款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費等負担金、節の1. 現年度分ということで補正額14,629千円。

それから、款の4. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 財政調整交付金、節の1. 普通調整交付金ということで補正額3,872千円。

款の5. 療養給付費交付金、項の1. 療養給付費交付金、目の1. 療養給付費交付金、節の1. 現年度分、補正額13,776千円、退職者医療交付金分でございます。

それから、裏面をお願いします。4ページをお願いします。

款の7. 県支金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金、補正額3,011千円、一種交付金の分でございます。

以上の国庫負担金、国庫補助金、療養給付費等交付金、県補助金というのが今回歳出の補正で出しております、保険給付費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の歳出補正に伴う財源補正でございます。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金、補正額455千円で内訳は出産育児一時金の254千円と財政安定化支援事業繰入金、減額の139千円、それから乳幼児医療国保医療費繰入金ということで340千円でございます。

次ページ、5ページをお願いします。

歳出で、款の1. 総務費、項の2. 徴税费、目の1. 賦課徴収費、節の12. 役務費、補正額71千円で、内訳は通信運搬費が41千円、これは納税証明書、督促状等の郵送料の補正でございます。それから、口座振替手数料30千円ですけれども、この分につきましてはコンビニ収納分の手数料の補正でございます。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、一般被保険者療養給付費補助金の27,189千円でございます。目の2. 退職被保険者等療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、退職被保険者等療養給付費補助金の13,137千円でございます。目の4. 退職被保険者等療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、退職被保険者等療養給付費補助金202千円でございます。

裏面6ページをお願いします。

款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、一般被保険者高額療養費補助金の15,690千円でございます。目の2. 退職被保険者等高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、退職被保険者等高額療養費補助金の437千円でございます。

款の2. 保険給付費、項の4. 出産育児諸費、目の1. 出産育児一時金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、出産育児一時金で390千円でございます。これは当初10名で予算

化しておりましたけれども、1名ふえたことによる補正でございます。

次ページ、7ページをお願いします。

款の3. 後期高齢者支援金等、項の1. 後期高齢者支援等、目の1. 後期高齢者支援金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、後期高齢者支援金分で143千円でございます。

款の4. 前期高齢者納付金等、項の1. 前期高齢者納付金等、目の1. 前期高齢者納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、前期高齢者納付金分で6千円でございます。

款の8. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目の1. 特定健康診査等事業費、節の7. 賃金、補正額、保健師、看護師等の賃金で4千円でございます。

裏面8ページをお願いします。

節の11. 需用費、4. 印刷製本費、補正額30千円でございます。節の12. 役務費、通信運搬費として補正額55千円でございます。

この保健事業費の補正につきましては、特定健診の集団健診を昨年度は今年度6月に1回やりましたけれども、もう一回追加を実施するという事の計画での補正でございます。

款の8. 保健事業費、項の2. 保健事業費、目の1. 保健衛生普及費、節の12. 役務費、医療費通知発送で補正額8千円でございます。節の13. 委託料、医療費通知出力料で補正額9千円でございます。

内容につきましては、医療費の通付システムの変更のおくれにより、メールシールから圧着はがきへの変更がおくれたための補正でございます。

次ページ、9ページをお願いします。

款の12. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費、目の1. 予備費で補正額減額の21,628千円の補正でございます。

以上で、63号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第64号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）ということで、補足説明をさせていただきます。

2枚目の2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

款の1. 総務費、項の2. 徴収費、補正前の額285千円、補正額74千円、計の359千円。

款の5. 予備費、項の1. 予備費、補正前の額99千円、補正額減額の74千円、計の25千円。

歳出合計、補正前の額83,218千円、補正額ゼロ、計の83,218千円ということで、今回歳入の計上がなく予備費のほうで調整をしております。

3枚目、2ページをお願いします。

歳出。款の1. 総務費、項の2. 徴収費、目の1. 徴収費、節の11. 需用費、4の印刷製本費、補正額34千円でございます。これは窓あき封筒を作成するための補正でございます。節の12. 役務費、通信運搬費で補正額40千円で、申告用の納付証明書等の郵送料の不足分

ございます。

款の5. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費、補正額減額の74千円でございます。

以上で、議案第63号、第64号の補足説明を終わります。

御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

さらに補足説明を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

皆様こんにちは。私からは議案第65号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第3号）につきまして、補足説明をいたしたいと思っております。

まずは2ページをお開きください。

2ページの第1表歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款の2の事業費、項の1の事業費、補正額180千円、計の38,816千円。

款の4の予備費、項の1の予備費、補正額減の180千円、計の120千円。

歳出合計、補正額ゼロ円、計552,748千円でございます。

続きまして、説明書に従って説明を申し上げますので、説明書の下から2枚目の2ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

款の2の事業費、項の1の事業費、目の1の事業費でございます。

今回の補正内容につきましては、節の13の委託料の、今現在発注しております実施設計分の入札残が発生しておりますので、その入札残といたしまして1,563千円を、下のほうの15の工事請負費、そちらのほうに単費合わせて1,663千円の増額をいたしまして、今回、坊所処理場の南の住宅団地から処理場へのポンプ圧送を計画しておりますので、その圧送管の埋設工事ということで、ことしこれを発注したいと思っております。

それと、19の負担金、補助及び交付金のところの賦課金関係ですけれども、これにつきましては、6月に補正をお願いしました実施設計分の30,000千円に対する特別賦課金でございます。

私のほうからは以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって、散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時55分 散会